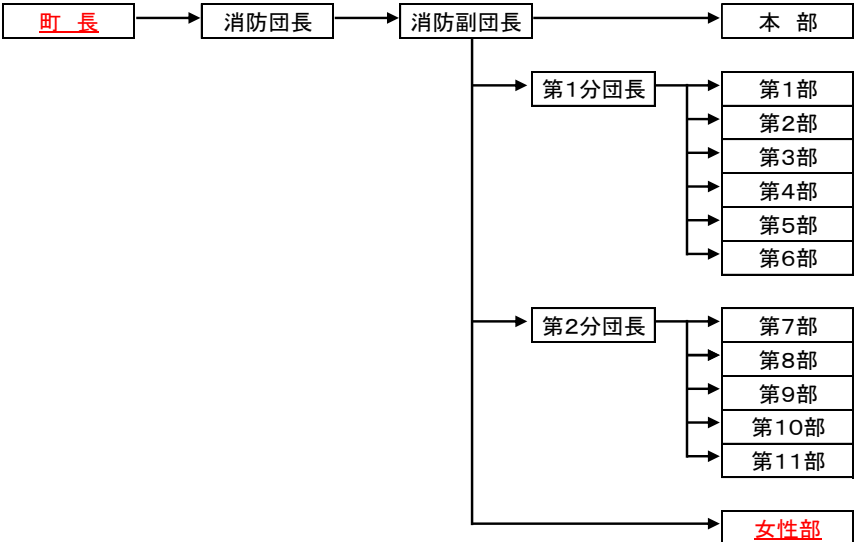
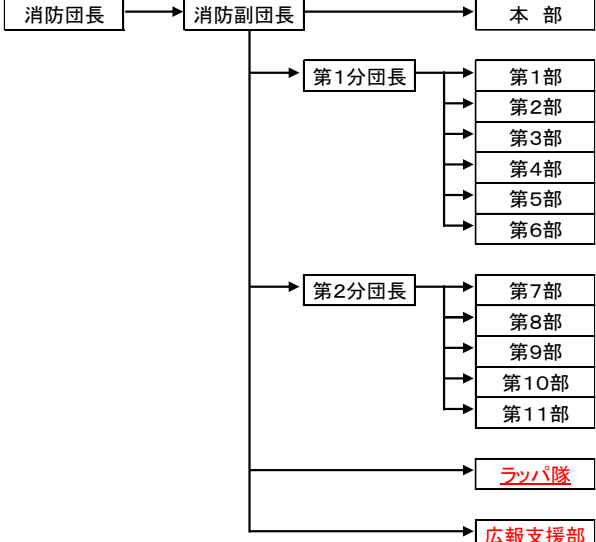


木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	修正後	修正理由等
第1編 第1章 第6節 【36】	2.4 指定地方行政機関 機関名 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (略) 九州農政局 <u>宮崎地域センター</u> (災害応急対策) (1) 災害時における主要食料の需給対策に関すること。	2.4 指定地方行政機関 機関名 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (略) 九州農政局 <u>宮崎県拠点</u> (災害応急対策) (1) 災害時における主要食料の需給対策に関すること。	組織改編による
第1編 第1章 第6節 【37】	2.6 指定公共機関及び指定地方公共機関 機関名 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (略) <u>九州電力株式会社</u> (高鍋配電事業所) (災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。	2.6 指定公共機関及び指定地方公共機関 機関名 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (略) <u>九州電力送配電株式会社</u> (高鍋配電事業所) (災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。	分社化による
第1編 第1章 第6節 【38】	2.7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 機関名 処理すべき事務又は業務の大綱 <u>JA児湯農協木城支所</u> (災害応急対策) (1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資 (2) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。	2.7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 機関名 処理すべき事務又は業務の大綱 <u>宮崎県農業協同組合児湯地区本部 木城支店</u> (災害応急対策) (1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資 (2) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。	県内JA合併による
第1編 第2章 第1節 【42】	該当する機関 項 目 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 関係機関 <u>九州電力(株)</u> 高鍋配電事業所 ・施設の整備に関すること。	該当する機関 項 目 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 関係機関 <u>九州電力送配電(株)</u> 高鍋配電事業所 ・施設の整備に関すること。	分社化による
第1編 第2章 第1節 【62】	8.4 電力施設の整備 (略)、 <u>九州電力株式会社(宮崎支店)</u> 等電気事業者の計画によるが、 (略) 8.5 通信施設の整備 (略) 【 <u>九州電力株式会社等電気事業者</u> 】 (略)	8.4 電力施設の整備 (略)、 <u>九州電力送配電株式会社(宮崎支社)</u> 等電気事業者の計画によるが、 (略) 8.5 通信施設の整備 (略) 【 <u>九州電力送配電株式会社等電気事業者</u> 】 (略)	分社化による

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	改正後	修正理由等
第1編 第2章 第2節 【76】	4. 救急・救助及び消火活動体制の整備 (略)、救助・救急体制の整備など、(略)	4. 救急・救助及び消火活動体制の整備 (略)、救助・救急、 <u>通信指令</u> 体制の整備など、(略)	文言の修正 (追加)
第1編 第2章 第2節 【76】	【資料 1-2-2-06 木城町消防団組織図】 木城町消防団組織図 （平成26年現在） 	【資料 1-2-2-06 木城町消防団組織図】 木城町消防団組織図 	組織改編による
第1編 第2章 第2節 【91】	9.1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備 (1) 食料の備蓄及び供給体制の整備 ① (略) ア～イ (略) ウ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、<u>政府指定倉庫の責任者</u>等との連絡・協力体制の整備を図っておく。 ② (略)	9.1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備 (1) 食料の備蓄及び供給体制の整備 ① (略) ア～イ (略) ウ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課等との連絡・協力体制の整備を図っておく。 ② (略)	文言の修正 (削除)

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	改正後	修正理由等																																
第1編 第3章 第2節 【135】	【資料 1-3-2-04 動員人員配備体制】 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>A号配備 (情報連絡本部設置)</th><th>B号配備 (災害警戒本部設置)</th><th>C号配備 (災害対策本部設置)</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>まちづくり推進課</td><td>まちづくり推進課職員</td><td>まちづくり推進課長 まちづくり推進課長補佐</td><td>全 員</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	A号配備 (情報連絡本部設置)	B号配備 (災害警戒本部設置)	C号配備 (災害対策本部設置)	(略)	(略)	(略)	(略)	まちづくり推進課	まちづくり推進課職員	まちづくり推進課長 まちづくり推進課長補佐	全 員	(略)	(略)	(略)	(略)	【資料 1-3-2-04 動員人員配備体制】 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>A号配備 (情報連絡本部設置)</th><th>B号配備 (災害警戒本部設置)</th><th>C号配備 (災害対策本部設置)</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>地域政策課</td><td>地域政策課職員</td><td>地域政策課長 地域政策課長補佐</td><td>全 員</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	A号配備 (情報連絡本部設置)	B号配備 (災害警戒本部設置)	C号配備 (災害対策本部設置)	(略)	(略)	(略)	(略)	地域政策課	地域政策課職員	地域政策課長 地域政策課長補佐	全 員	(略)	(略)	(略)	(略)	組織改編による
区分	A号配備 (情報連絡本部設置)	B号配備 (災害警戒本部設置)	C号配備 (災害対策本部設置)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
まちづくり推進課	まちづくり推進課職員	まちづくり推進課長 まちづくり推進課長補佐	全 員																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
区分	A号配備 (情報連絡本部設置)	B号配備 (災害警戒本部設置)	C号配備 (災害対策本部設置)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
地域政策課	地域政策課職員	地域政策課長 地域政策課長補佐	全 員																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
第1編 第3章 第2節 【136】	【資料 1-3-2-05 勤務時間内の伝達系統】 勤務時間内の伝達系統	【資料 1-3-2-05 勤務時間内の伝達系統】 勤務時間内の伝達系統	組織改編による																																

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	修正後	修正理由等
第1編 第3章 第2節 【137】	【資料 1-3-2-06 勤務時間外の伝達系統】		

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	修正後	修正理由等																																																																																																																				
第1編 第3章 第7節 【169】	<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="3">町</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>まちづくり推進課 (特：情報班)</td><td>・ 土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・ 危険物の広報に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td>発災</td><td>3時間</td><td>72時間</td><td>2週間</td><td>1カ月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td rowspan="3">町担当</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>まちづくり推進課 (特：情報班)</td><td></td><td>○土砂災害危険箇所の広報</td><td></td><td>○危険物に関する広報</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	担当する機関		項 目	町	(略)	(略)	まちづくり推進課 (特：情報班)	・ 土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・ 危険物の広報に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			発災	3時間	72時間	2週間	1カ月			警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期	町担当	(略)			(略)				まちづくり推進課 (特：情報班)		○土砂災害危険箇所の広報		○危険物に関する広報			(略)			(略)				<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="3">町</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域政策課 (特：情報班)</td><td>・ 土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・ 危険物の広報に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td>発災</td><td>3時間</td><td>72時間</td><td>2週間</td><td>1カ月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td rowspan="3">町担当</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域政策課 (特：情報班)</td><td></td><td>○土砂災害危険箇所の広報</td><td></td><td>○危険物に関する広報</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	担当する機関		項 目	町	(略)	(略)	地域政策課 (特：情報班)	・ 土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・ 危険物の広報に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			発災	3時間	72時間	2週間	1カ月			警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期	町担当	(略)			(略)				地域政策課 (特：情報班)		○土砂災害危険箇所の広報		○危険物に関する広報			(略)			(略)				組織改編による																
担当する機関		項 目																																																																																																																					
町	(略)	(略)																																																																																																																					
	まちづくり推進課 (特：情報班)	・ 土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・ 危険物の広報に関すること。																																																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月																																																																																																																	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																
町担当	(略)			(略)																																																																																																																			
	まちづくり推進課 (特：情報班)		○土砂災害危険箇所の広報		○危険物に関する広報																																																																																																																		
	(略)			(略)																																																																																																																			
担当する機関		項 目																																																																																																																					
町	(略)	(略)																																																																																																																					
	地域政策課 (特：情報班)	・ 土砂災害危険箇所の広報に関すること。 ・ 危険物の広報に関すること。																																																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月																																																																																																																	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																
町担当	(略)			(略)																																																																																																																			
	地域政策課 (特：情報班)		○土砂災害危険箇所の広報		○危険物に関する広報																																																																																																																		
	(略)			(略)																																																																																																																			
第1編 第3章 第11節 【204】	(2) 食料の調達 ① (略) ② 食料の応急供給 災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、 <u>農林水産省生産局</u> に対し、直接、引渡要請を行う。 ③ (略)	(2) 食料の調達 ① (略) ② 食料の応急供給 災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、 <u>農林水産省農産局</u> に対し、直接、引渡要請を行う。 ③ (略)	文言の修正																																																																																																																				
第1編 第3章 第12節 【207～208】	<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="3">町</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>まちづくり推進課 (特：情報班)</td><td>・ 外国人の避難誘導に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td>発災</td><td>3時間</td><td>72時間</td><td>2週間</td><td>1カ月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td rowspan="3">町担当</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>まちづくり推進課 (特：情報班)</td><td></td><td>○多言語等による避難誘導の広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	担当する機関		項 目	町	(略)	(略)	まちづくり推進課 (特：情報班)	・ 外国人の避難誘導に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			発災	3時間	72時間	2週間	1カ月			警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期	町担当	(略)			(略)				まちづくり推進課 (特：情報班)		○多言語等による避難誘導の広報					(略)			(略)				(略)	(略)			(略)				<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td>項 目</td></tr><tr><td rowspan="3">町</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域政策課 (特：情報班)</td><td>・ 外国人の避難誘導に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td>発災</td><td>3時間</td><td>72時間</td><td>2週間</td><td>1カ月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td rowspan="3">町担当</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域政策課 (特：情報班)</td><td></td><td>○多言語等による避難誘導の広報</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	担当する機関		項 目	町	(略)	(略)	地域政策課 (特：情報班)	・ 外国人の避難誘導に関すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			発災	3時間	72時間	2週間	1カ月			警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期	町担当	(略)			(略)				地域政策課 (特：情報班)		○多言語等による避難誘導の広報					(略)			(略)				(略)	(略)			(略)				組織改編による
担当する機関		項 目																																																																																																																					
町	(略)	(略)																																																																																																																					
	まちづくり推進課 (特：情報班)	・ 外国人の避難誘導に関すること。																																																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月																																																																																																																	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																
町担当	(略)			(略)																																																																																																																			
	まちづくり推進課 (特：情報班)		○多言語等による避難誘導の広報																																																																																																																				
	(略)			(略)																																																																																																																			
(略)	(略)			(略)																																																																																																																			
担当する機関		項 目																																																																																																																					
町	(略)	(略)																																																																																																																					
	地域政策課 (特：情報班)	・ 外国人の避難誘導に関すること。																																																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月																																																																																																																	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																
町担当	(略)			(略)																																																																																																																			
	地域政策課 (特：情報班)		○多言語等による避難誘導の広報																																																																																																																				
	(略)			(略)																																																																																																																			
(略)	(略)			(略)																																																																																																																			

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）							修正後							修正理由等				
第1編 第3章 第14節 【222】															組織改編による				
	担当する機関			項 目				担当する機関			項 目								
			まちづくり推進課 （特：情報班）	・し尿処理やごみの分別等の広報に関すること。						地域政策課 （特：情報班）	・し尿処理やごみの分別等の広報に関すること。								
			（略）							（略）									
	（略）		（略）	（略）				（略）		（略）	（略）								
	<災害対応フェーズ>							<災害対応フェーズ>											
				発災	3時間	72時間	2週間	1カ月				発災	3時間	72時間		2週間	1カ月		
				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期				警戒期	発災期		初動期	展開期	復旧期	復興期
			まちづくり推進課 （特：情報班）	○し尿処理方法、ごみの分別や収集日時の広報						地域政策課 （特：情報班）	○し尿処理方法、ごみの分別や収集日時の広報								
			（略）	（略）						（略）	（略）								
（略）			（略）				（略）			（略）									
第1編 第3章 第16節 【228】															組織改編による				
	担当する機関			項 目				担当する機関			項 目								
			（略）	（略）						（略）	（略）								
			まちづくり推進課 （特：情報班）	・帰宅困難者に対する情報提供に関すること。						地域政策課 （特：情報班）	・帰宅困難者に対する情報提供に関すること。								
	（略）		（略）	（略）				（略）		（略）	（略）								
	<災害対応フェーズ>							<災害対応フェーズ>											
				発災	3時間	72時間	2週間	1カ月				発災	3時間	72時間		2週間	1カ月		
				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期				警戒期	発災期		初動期	展開期	復旧期	復興期
	（略）			（略）				（略）			（略）								
			まちづくり推進課 （特：情報班）	○帰宅困難者に対する情報提供						地域政策課 （特：情報班）	○帰宅困難者に対する情報提供								
（略）			（略）				（略）			（略）									
第1編 第3章 第17節 【230】															組織改編による				
	担当する機関			項 目				担当する機関			項 目								
			（略）	（略）						（略）	（略）								
			まちづくり推進課	・情報通信システム及び機器等の応急復旧に関すること。						地域政策課	・情報通信システム及び機器等の応急復旧に関すること。								
	（略）		（略）	（略）				（略）		（略）	（略）								
	<災害対応フェーズ>							<災害対応フェーズ>											
				発災	3時間	72時間	2週間	1カ月				発災	3時間	72時間		2週間	1カ月		
				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期				警戒期	発災期		初動期	展開期	復旧期	復興期
	（略）			（略）				（略）			（略）								
			まちづくり推進課	○情報通信システム及び機器の被災状況の把握及び応急対策の実施						地域政策課	○情報通信システム及び機器の被災状況の把握及び応急対策の実施								
（略）			（略）				（略）			（略）									

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	修正後	修正理由等																																																																																																																																																
第1編 第3章 第18節 【236】	1.3 電力停止時の代替措置 【九州電力株式会社】 (1)～(2)（略）	1.3 電力停止時の代替措置 【九州電力送配電株式会社】 (1)～(2)（略）	分社化による																																																																																																																																																
第1編 第3章 第18節 【239】	2.4 電力施設 【九州電力株式会社】 (1) 広報活動 町は、九州電力株式会社と協力し、（略） (2) 応急対策 町は、九州電力株式会社が行う次の対策に協力する。	2.4 電力施設 【九州電力送配電株式会社】 (1) 広報活動 町は、九州電力送配電株式会社と協力し、（略） (2) 応急対策 町は、九州電力送配電株式会社が行う次の対策に協力する。	分社化による																																																																																																																																																
第1編 第3章 第19節 【243】	<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td colspan="6">項 目</td></tr><tr><td></td><td>まちづくり推進課</td><td colspan="6">・住民に対する生活情報の提供にすること。</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">発災 3時間</td><td colspan="2">72時間 2週間</td><td colspan="2">1か月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td></td><td>まちづくり推進課</td><td colspan="6">○様々な媒体による生活情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table>	担当する機関		項 目							まちづくり推進課	・住民に対する生活情報の提供にすること。							（略）	（略）						（略）	（略）	（略）								発災 3時間		72時間 2週間		1か月				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		まちづくり推進課	○様々な媒体による生活情報の提供							（略）	（略）							（略）	（略）						<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td colspan="6">項 目</td></tr><tr><td></td><td>地域政策課</td><td colspan="6">・住民に対する生活情報の提供にすること。</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">発災 3時間</td><td colspan="2">72時間 2週間</td><td colspan="2">1か月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td></td><td>地域政策課</td><td colspan="6">○様々な媒体による生活情報の提供</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table>	担当する機関		項 目							地域政策課	・住民に対する生活情報の提供にすること。							（略）	（略）						（略）	（略）	（略）								発災 3時間		72時間 2週間		1か月				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		地域政策課	○様々な媒体による生活情報の提供							（略）	（略）							（略）	（略）						組織改編による
担当する機関		項 目																																																																																																																																																	
	まちづくり推進課	・住民に対する生活情報の提供にすること。																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
（略）	（略）	（略）																																																																																																																																																	
		発災 3時間		72時間 2週間		1か月																																																																																																																																													
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																																												
	まちづくり推進課	○様々な媒体による生活情報の提供																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
担当する機関		項 目																																																																																																																																																	
	地域政策課	・住民に対する生活情報の提供にすること。																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
（略）	（略）	（略）																																																																																																																																																	
		発災 3時間		72時間 2週間		1か月																																																																																																																																													
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																																												
	地域政策課	○様々な媒体による生活情報の提供																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
第1編 第3章 第24節 【276】	<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td colspan="6">項 目</td></tr><tr><td></td><td>まちづくり推進課</td><td colspan="6">・応急保育の広報にすること。</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">発災 3時間</td><td colspan="2">72時間 2週間</td><td colspan="2">1か月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td></td><td>まちづくり推進課</td><td colspan="6">○応急保育受付に関する広報活動</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table>	担当する機関		項 目							まちづくり推進課	・応急保育の広報にすること。							（略）	（略）								発災 3時間		72時間 2週間		1か月				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		まちづくり推進課	○応急保育受付に関する広報活動							（略）	（略）						<table><tr><td colspan="2">担当する機関</td><td colspan="6">項 目</td></tr><tr><td></td><td>地域政策課</td><td colspan="6">・応急保育の広報にすること。</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table> <災害対応フェーズ> <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">発災 3時間</td><td colspan="2">72時間 2週間</td><td colspan="2">1か月</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>警戒期</td><td>発災期</td><td>初動期</td><td>展開期</td><td>復旧期</td><td>復興期</td></tr><tr><td></td><td>地域政策課</td><td colspan="6">○応急保育受付に関する広報活動</td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="6">（略）</td></tr></table>	担当する機関		項 目							地域政策課	・応急保育の広報にすること。							（略）	（略）								発災 3時間		72時間 2週間		1か月				警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		地域政策課	○応急保育受付に関する広報活動							（略）	（略）						組織改編による																																
担当する機関		項 目																																																																																																																																																	
	まちづくり推進課	・応急保育の広報にすること。																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
		発災 3時間		72時間 2週間		1か月																																																																																																																																													
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																																												
	まちづくり推進課	○応急保育受付に関する広報活動																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
担当する機関		項 目																																																																																																																																																	
	地域政策課	・応急保育の広報にすること。																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	
		発災 3時間		72時間 2週間		1か月																																																																																																																																													
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期																																																																																																																																												
	地域政策課	○応急保育受付に関する広報活動																																																																																																																																																	
	（略）	（略）																																																																																																																																																	

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	修正後	修正理由等
第1編 第4章 第4節 【310】	5.3 その他公共料金の特例措置 (1)～(2) (略) (3) 電気事業 【 <u>九州電力株式会社（宮崎支社）</u> 】	5.3 その他公共料金の特例措置 (1)～(2) (略) (3) 電気事業 【 <u>九州電力株式会社（宮崎支店）及び九州電力送配電株式会社（宮崎支社）</u> 】	分社化による
第2編 第1章 第3節 【6】	【資料 2-1-3-01 航空災害情報の収集・連絡】	【資料 2-1-3-01 航空災害情報の収集・連絡】	分社化による
第2編 第1章 第3節 【7】	【資料 2-1-3-02 災害対策現地合同調整本部】	【資料 2-1-3-02 災害対策現地合同調整本部】	分社化による

木城町地域防災計画 一部修正（令和7年3月11日） 新旧対照表

項	改正前（現行）	修正後	修正理由等
第3編 第2章 第1節 【9】	4. ライフライン施設等の代替性の確保（県防引用） 【県、町、 九州電力株式会社 、宮崎ガス株式会社、宮崎県L P ガス協会、西日本電信電話株式会社】	4. ライフライン施設等の代替性の確保（県防引用） 【県、町、 九州電力株式会社・九州電力送配電 、宮崎ガス株式会社、宮崎県L P ガス協会、西日本電信電話株式会社】	分社化による